

平成 23 年（2011 年）東日本大震災にかかる 被災施設等への災害復旧資金の概要（福祉貸付事業）

1. 対象範囲

平成 23 年東日本大震災により被災された社会福祉施設等の事業者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当の機関が発行したもの）の提出が可能な方を対象とします。

但し、上記証明書等の提出が困難な場合であっても融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

2. 融 資 率

貸付金の種類	災害復旧資金	通常
設置・整備資金 経営資金	100%	70～80%

※ 設置・整備資金は1,000万円まで、経営資金は3,000万円まで無担保でのご融資が可能です。

なお、設置・整備資金において、借地にて社会福祉事業を行う施設が、仮設建物または賃借であって担保提供が困難な場合は、3,000万円まで無担保でのご融資が可能となります。

3. 貸付利率

貸付金の種類	災害復旧資金
設置・整備資金	無利子
経営資金	当初5年間は、無利子となります。6年目以降は償還期間等によって利率が異なります。

- ・ 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用されます。
- ・ 保証人不要制度を利用する場合は利率に0.05%が上乗せされます。
(無利子の場合は0.05%となります。)
- ・ 利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせください。

4. 償還期間（据置期間）

○設置・整備資金

	災害復旧資金 (二重債務となる方)	災害復旧資金	通常
償還期間	最長39年※	最長30年※	
据置期間	最長3年※	最長3年※	

※貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※二重債務となる方とは…

東日本大震災以前から施設及び事業を運営するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、東日本大震災により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

◆福祉医療機構からの既往貸付のある方は、[こちら](#)もご覧ください。

○経営資金

	災害復旧資金		通常
償還期間	最長15年	最長10年	最長5年
据置期間	最長5年	最長2年	最長6か月

貸付条件等の詳細については、お問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部 福祉審査課

TEL 0120-3438-62※

※平日9:00~17:00の間、受け付けております。

FAX 03-3438-0583

E-Mail: wam_fukushi01@wam.go.jp